

●香川県告示第321号

平成12年香川県告示第158号（香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例に規定する知事が別に定める施設の指定）の一部を次のように改正し、平成30年11月30日から施行する。

平成30年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
略		略	
青少年の教育施設等		青少年の教育施設等	
香川県立五色台少年自然センター自然科学館	略	香川県立五色台少年自然センター自然科学館	略
		<u>観音寺市郷土資料館</u>	<u>観音寺市有明町3番35号</u>
三豊市山本町生涯学習センター	略	三豊市山本町生涯学習センター	略
略		略	
略		略	